

川崎市教育委員会規則第 12 号

川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 23 日

川崎市教育委員会

教育長 落 合 隆

川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

川崎市立学校施設使用規則（昭和 27 年川崎市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「 押 印 欄 」及び「性別 男・女」を削り、
「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、「印」を削る。

第 2 号様式中「印」及び「5 申請者は、使用当日この許可書を学校へ提出してください。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。